

ケース&確認書類で学ぶ

相続手続き

ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

八木正宣 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 5 「自筆証書遺言」で確認すべきポイント

預金者であるご主人が亡くなり、奥様は手書きの遺言書を見つけたそうです。この場合、奥様はどのような手続きが必要ですか。また、金融機関は手続き上、何に留意すべきでしょうか。



相

相続発生後に遺産分割を進める基準として、法律で法定相続人とその相続分について定められていますが、特定の相続人に多く相続させたい場合や、相続人以外の人に遺贈したい場合等、被相続人の生前の遺志を遺産分割に反映させるのが「遺言」です。

遺言は、紙に書けば何でもよいというのではなく、民法に定める方式に従わなければなりません。一般的に利用されているのが、自筆証書遺言と公正証書遺言の2つの方式です。

①自筆証書遺言

遺言者が自分で書いた遺言書のことです。パソコン・ワープロで

の作成は認められません。遺言の内容だけでなく、日付および氏名のすべてを自筆で書き、押印しなければいけません。書き違えたとき、追記したいことが出てきたときは「○字削除」「○字加筆」等を該当箇所近くに付記し、該当箇所を1本線で消して、署名とともに押印した印鑑と同じものを押印します。

自筆証書遺言のメリットとしては、費用がかからない、遺言内容を秘密にできるといった点です。デメリットとしては、遺言書が相続人に見つけられなかったり破棄されたりするおそれがあること、本人が書いたものかどうか争点になることもあること、相続発生後に家庭裁判所の検認が必要であることなどです。

なお、自筆証書遺言については、最近成立した改正法によれば、大幅に要件が緩和されることになっています。

②公正証書遺言

公正証書による遺言のことです。証人2人の立会のもとに、遺

ともに、遺言書の形状や加除訂正や署名の状態などを明らかにするための手続きです。また、封印の

ある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いのもと開封しなければならぬことになっています。

検認後には、遺言書や封筒に検認証明書が貼り付けられます。相続預金の手続きでは、金融機関

預金者の遺言書であるか、内容が極端ではないか確認

遺言書に記載された相続預金の情報を確認

遺言書に記載されていない相続預金がある場合に、記載外の財産の承継者がだれであるのか確認

家庭裁判所の検認済証明書が付いているか確認

サンプル●自筆証書遺言と検認済証明書

遺言書

遺言者 近代太郎は、次のとおり遺言する。

1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。

一、土地

所在 東京都中野区東中野
地番 204番地
地目 宅地
地積 200㎡

一、家屋

所在 東京都中野区東中野204番地
家屋番号 204番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 87㎡ 2階 87㎡ 合計174㎡

一、東中野信用金庫 東中野支店に所在する下記預金

普通預金 口座番号 1357911
定期預金 口座番号 9753143

2条 遺言者は、その所有する次の財産を古代新子（住所 神奈川県鎌倉市鎌倉山456番地、生年月日 昭和25年2月5日生）に遺贈する。

一、鎌倉銀行 鎌倉支店に所在する普通預金 口座番号1122334

3条 遺言者は、上記以外の一切の財産を遺言者の長男一郎に相続させる。

平成18年4月1日
遺言者 近代太郎



平成30年（家）第278号 遺言書検認事件

証明書

この遺言書は、平成30年6月26日検認されたことを証明する。

平成30年6月26日

東京家庭裁判所

裁判所書記官 東城 法子



POINT

●一般的な遺言には秘匿性の高い自筆証書遺言と、信頼性の高い公正証書遺言がある

●手続きでは遺言書に検認済証明書が付いていることを確認



また、原則として、遺言書において相続預金の受遺者として記載された者が単独で名義変更等手続きを行うことが可能です。ただし、全財産が特定の人に遺贈されるような極端な内容で、遺言執行者が指定されていない場合などには、安易に取り扱えば他の相続人から追及されることもあるでしょう。

このようなトラブルがないように、別途相続届に他の相続人全員の名義押印を求めたほうが良いケースもあります。

検認済証明書で検認が行われたことを確認

自筆証書遺言を発見した相続人は、遅滞なくその遺言を家庭裁判所に提出して、検認を受けなければなりません。

検認とは、相続人に対し遺言の存在およびその内容を知らせると